

締盟各國ノ船舶航海中日本人民ノ漂困セラレ救  
助セシ謝儀ノ送付開拓使ヨリ尋問一件

壹

外務省

3-2258

0009

明治十年着信紙

電信掛	着局		發局		報
	外務省	第 号	午後 時 分	月 日	
午後 時 分	月 日	外務省	第 号	午後 時 分	月 日
至 二 自					報
ビイル。セトタル。ツカワシ。 (二) ヤ、ソノスジエ、サ(二)メ(五) 差支無之 照會 至急返事					

明治十年着信紙

電信掛	着局		發局		報
	外務省	第 八 号	午後一時 分	九月 六 日	
午後 時 分	九月 六 日	外務省	第 八 号	午後一時 分	九月 六 日
至 安田 自 柙田					報
本國 (四) セン、カゴシマケンカノ、スイフ。 漂流 ジウイ子メイ、リヤ、セルチ、スク 比(九(四) 當地) エ、ゴソウニ、ツキ、イ子ゲツ子 ウ、スウヒデンノフ子、イツ、ミヤケ ジマノ、スイフ、チスクヒ、シトキノレイ ニ、ヨリ、トリアエズ、ノ(四) 鹿 ヒ、イ子 マイ					

卷之四  
船政

船政

海國物語 卷之四 南島 一  
A. Que-tan

170

少子同る九十一

備置者國ノ船艦航海中因國人ノ  
難ヲ故名開港場ニ連越引渡少島ハ其  
順テ序ヲ踐テ人頭清敷不為敢地ノ方廢  
長官ヨリ船長ニ對シ挨拶状ヲ出シ其  
事由ヲ太政官ニ申上ル有之モ乃ニ通知シ  
ハ於此者故難ヲ救ノ難ク勿輕重ヲ應シ接  
挨拶状若クハ物品未其國ニ使リ降由ニテある  
送ハ事ニモ有之哉果シテ然レハ地方官ニテハ  
難ク勿輕重ヲ不問渾テ挨拶ノミナシ  
贈品ノ形計ニハ及問多ク若キ本國帆走  
船ヘトヒツク号ニテ聲聞縣守ニ出沖山ニ  
外ニ名ヲ救助區船艦ニ連報シ常ニ船長於テ

開拓使

騰島濟

被故人ノ食費等更ニ倍多クテ諸ノ望之  
越中出エ方之ノ取右市ニ寄リ捕虎皮者兩ハ  
寄贈ノ得共地方官ニテ改之府中ノ部  
分ニテハ前陳ノ如ク有之相考メノ以取  
扱方之ハ上ハ結局ニ重ノ事ニ涉リ厚ニ共ニ  
付裁上其考メヲ得タルモモ毎之ハ問今後  
地方官ニテ取扱方別然心得多ク有之  
以定規ニ有之ハ有之右今因本國船  
ニテ浦見島島ノ水夫若干名西流セルヲ  
救接區船艦ニ連越人頭引渡ノ自續ニ  
成賜京浦分ノ義同船中ニ連ノ以有之  
有之ハ有之急報方之云々初ノ事ハ京  
一等爲出有之取京親シク日問取方之

京都府及在野合り地  
丁年九月七日

開拓書地

外務省地

四年

開拓使

多中

及六十

輔州 下 局 奉

開拓事務 事務

清國船隻航行中各人、程

ノ改定南港船、在越川河、在越船

長、海軍、海軍、自元、四百、一、

以之、口、一、一、一、

共、一、一、一、一、

於、一、一、一、一、

外務省

於、一、一、一、一、

後、一、一、一、一、

並、一、一、一、一、

係、一、一、一、一、

裁、一、一、一、一、

以、一、一、一、一、

後、一、一、一、一、

後、一、一、一、一、



慶應

子爵との縁川海に在るもの各戸に  
 存知<sup>ル</sup>る所ぬ準し主爵長公一人に  
 換約成るべきを以て以て商人困難ノ事  
 以て商人ノ事致す所即ち其ノ後海に  
 中絶<sup>ル</sup>旨ノ事又<sup>ニ</sup>致す事公給す物  
 品ノ名目等々本人ノ供与<sup>ル</sup>事詳<sup>シ</sup>由<sup>ル</sup>一  
 紙を以て<sup>ル</sup>事者於<sup>テ</sup>其規<sup>ニ</sup>照<sup>シ</sup>て  
 うめ<sup>ル</sup>事<sup>ニ</sup>可<sup>ク</sup>あ<sup>ル</sup>る各<sup>ノ</sup>事<sup>ト</sup>也

外務省

しんがりし